

都市基盤施策の充実強化について

(新潟県市長会)

国土の均衡ある発展と活力ある地域社会を実現し、魅力と活力にあふれた地域づくりを進めるためには、都市基盤施設整備の促進が求められている。

よって、国においては、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

1 道路整備事業の促進等について

今後、老朽化対策の徹底が必要となる道路及び橋りょうや公園施設の点検、維持・修繕等に対する補助率の嵩上げ、起債条件の緩和、補助対象の拡大など、財政支援を拡充すること。

また、公共インフラの老朽化対策を確実に推進するため、技術職員の専門性向上に資する実践的な研修の定期開催や国等からの専門家派遣など、技術力強化に向けた支援を講じること。

2 公共交通施策の拡充等について

- (1) 日常生活に必要不可欠な路線バス等の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業における要件の弾力的な運用を図るとともに、燃料費高騰対策や地方都市間における高速バス路線を維持するための支援措置等を講じること。

また、深刻化するバス・タクシー運転手の担い手確保や公共交通の利用促進などの取組みに対する支援を拡充するとともに、交通結節点等の施設や連節バスの更新等に対する支援制度を拡充すること。

さらに、交通空白地域の抑制を図るため、広域的・幹線的なバス路線において交通事業者の負担が発生しない補助制度を創設すること。

- (2) 地方鉄道会社が今後も地域鉄道としての重要な役割を担い、安心・安全な運行を維持するため、施設設備の修繕・更新等に対する既存の国庫補助事業について、十分な予算を確保すること。
- (3) JR等鉄道の地方路線は、地域住民の生活や地域経済活動の基盤として重要な役割を担っていることから、地方の鉄道ネットワークの維持確保のため、鉄道事業者の持続的な経営に向けた更なる支援や市町村が行う運行費補助に対する特別交付税措置など、支援制度の拡充を図ること。
- (4) 自動運転の社会実装を促進し、地域公共交通の維持・確保を図るため、自動運転社会実装推進事業について、高度な技術水準（レベル4）実装要件の弾力化やリース車両を補助対象とするなど、必要な見直しを行うこと。

また、実証から本格実装までの段階的な自動運転の導入を可能とする柔軟な支援制度を創設すること。

3 港湾・空港の整備促進等について

- (1) 大規模災害等に備えた耐震強化岸壁等の整備や大型船舶接岸に向けた整備を推進するとともに、海上支援ネットワーク形成の構築を推進すること。
また、クルーズ船寄港を見据えた受入環境整備等を推進するとともに、カーボンニュートラルポートの形成を推進すること。
- (2) 地方空港の機能強化を図るため、訪日誘客支援空港の認定に伴う支援を拡充・継続するとともに、国際線就航便の増便、空港利用者及び航空貨物取扱量の増加を見据えたC I Q体制の強化、空港コンセンションの導入、耐災害性強化を推進すること。

4 上下水道事業への支援について

- (1) 地域の上下水道は、人口減少に伴い使用料収入が減少する一方、施設老朽化に伴う改修・更新や、浸水・地震対策が必要となっていることから、国の積極的な財政支援措置の継続及び更なる交付要件の緩和や交付率引上げを図ること。
また、水道の広域化に伴い廃止となる基幹施設の撤去事業に対する社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）について、補助上限額の引上げや補助要件の緩和を図るとともに、実情に見合った制度となるよう、抜本的な見直しを図ること。
特に、大規模な処理場を有しない小規模自治体では、民間事業者の参入が容易でないことから、厳しい財政状況下での計画的な污水管改築を進めるため、ウォーターP P P導入を污水管改築に係る国費支援の要件とすることを見直すこと。
- (2) 下水道の未普及解消に向けた交付金の重点配分を継続するとともに、下水道接続率の向上に資する取組みを実施すること。
- (3) 地理的な条件等により、他市町村との広域連携が不可能な地域での水道事業に対して、旧簡易水道以外の施設統合に伴う管路整備等への財政措置を創設するなど、地域の実情に合わせた水道事業の経営改善に向けた支援策を講じること。

5 豪雪地域の振興等について

- (1) 市町村道の除排雪に要する経費について、社会資本整備総合交付金の要件緩和や特別交付税措置率の拡充など、財政措置を拡充すること。
また、豪雪時には、交付金の追加配分や市町村道除雪費補助の臨時特例措置など継続的な支援を実施するとともに、除雪業者等の人材確保、除雪オペレーターの育成、除雪機械の導入・更新、除雪待機料など、除雪体制の確保に必要な経費に係る財政的支援の拡充を図ること。
- (2) 高齢化等の進展により、自力での屋根雪処理作業等が困難となっている世帯が増加しているため、屋根雪下ろしにおける墜落防止器具の購入費用や除雪業者等の人材確保支援、高齢者世帯に対する除雪経費について、財政的支援を講じること。
- (3) 気象変化により集中的な道路除雪による劣化が加速していることから、融雪後の道路損傷復旧への財政支援を拡充すること。

6 まちづくり等の推進について

- (1) 人・モノ・情報が行き交う活力あるまちづくりを進めるため、連続立体交差事業及び立体交差道路整備に係る予算を確保すること。
- (2) 既存公共施設等のストック効果を将来にわたって継続的に発揮するため、公共施設等の長寿命化や整備に係る十分な予算を確保すること。

7 空家等対策の推進について

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の強制撤去や除雪及び緊急安全措置について、補助率の嵩上げなど財政措置を拡充すること。
また、管理不全空家や居住目的のない空家の除却に対する財政支援を拡充するとともに、降雪等の影響で、当初計画にない代執行による除却等を実施した場合も支援対象となるよう、柔軟な運用を図ること。
- (2) 特定空家や管理不全空家等の発生を防止するため、空家等の所有者及び相続人の管理責任の更なる強化を図ること。
また、市町村が行う空家等の利活用費用や空家等所有者への解体費用などの助成について、財政支援を拡充すること。
- (3) ホテル等の大規模な空き建築物の除却及び安全対策等について、十分な支援措置を講じること。
また、空家等対策の推進に関する特別措置法に限らず、建築基準法や道路法等も適用し安全対策等に必要な措置を講じること。
- (4) 空家が存在しない空地について、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項を根拠とする空家の取扱いと同様に正しい所有者探索のために固定資産税の課税情報を利用できるよう法整備を図ること。
- (5) 相続放棄等による所有者不明の特定空家等に係る現行の財産管理制度において、自治体の財政的・人的負担が大きいことから、代執行等に係る支出費用を自治体が優先的に回収できる仕組みを整備するなど、制度の改善を図ること。